

# 大久保みのり保育園登園届（保護者記入）

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症、または、園長が囑託医の意見を聞き、総合的な視点（感染力が強い・重い病気である等）から集団発生の可能性があるると判断した感染症にかかった場合には、登園のめやすを参考に、かかりつけ医師の診断に従い、登園届を保護者の方が記入し提出をお願いします。なお、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

該当疾患に ○	疾患名	登園のめやす
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※（症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること） ※日数の数え方：発症、解熱、症状軽快した当日を0日とし、翌日から1日、2日…と数える ◎発症した日： 月 日 ◎症状が軽快した日： 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間以上経過し、発熱、発疹の症状が回復していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
	突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、湿潤部分が被覆できる程度のものであること
	その他の感染性疾患（ _____ ）	

年 月 日 医療関係名『 \_\_\_\_\_ 』において上記の診断を受けましたが、症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので  
年 月 日より登園いたします。

保護者名 \_\_\_\_\_

『保育所における感染症対策ガイドライン』より  
2023年5月改訂